

「第5期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等について(案)

県の障がい者施策の基本計画である「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」(県障害者計画・県障害福祉計画・県障害児福祉計画)が令和9年3月末で終期を迎えるため、以下のとおり次期計画を策定する。

1 計画の性格・位置づけ

現行の「第4期岐阜県障がい者総合支援プラン」は、県の障がい者施策を総合的に推進するため、障害者基本法第11条第2項に基づき、県全体の障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めた「県障害者計画」と、障害者総合支援法第89条に基づき、障害福祉サービス等に関する具体的な数値目標等を定めた「県障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の22に基づき、障がい児のサービスに係る提供体制の確保に関する計画を定めた「県障害児福祉計画」を一体化した計画であり、引き続き「第5期岐阜県障がい者総合支援プラン」として一体化して策定する。

※ その他、障害者文化芸術推進法第8条に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」、読書バリアフリー法第8条に基づく「地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の推進に関する計画」及び難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画」としての性格も併せ持つ。

2 計画の期間

現行計画の計画期間は3年間(令和6年度～令和8年度)であり、国の示す次期「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の計画期間が3年間(令和9年度～令和11年度)であることから、次期計画も令和9年度～11年度の3年間とする。

3 策定方法

以下の通り、施策の検討、意見聴取及び実態調査を行い、障害福祉サービスに対するニーズや見込量等を把握し、次期計画を策定する。

○国の動向を踏まえた施策の検討

- ・ 障害福祉関連法令の新規制定・改正(手話に関する施策の推進に関する法律、高次脳機能障害者支援法、障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画、岐阜県ケアラー支援条例、等)
- ・ 国の計画(障害者基本計画(令和5年度～9年度))
- ・ 県の各種計画(「清流の国ぎふ」創生総合戦略(令和5年度～9年度)、県SDGs未来都市計画(令和5年度～7年度)、県DX推進計画(令和4年度～8年度)、清流の国ぎふスポーツ推進計画(令和4年度～8年度)、県保健医療計画(令和6年度～11年度)、県地域福祉支援計画(令和6年度～11年度)、県高齢者安心計画(令和6年度～8年度)等)

○意見聴取

- ・障がい者関係団体（岐阜県障害者社会参加推進センター加盟33団体）
※意見聴取に先立ち、意見照会文書を発出する予定
- ・岐阜県障害者施策推進協議会（障害者基本法）
- ・岐阜県障がい者総合支援懇話会（障害者総合支援法）
- ・市町村
- ・有識者
- ・パブリックコメント

○実態調査

- ・障がい者ニーズ調査
- ・障害福祉サービス見込量調査（市町村）
- ・障害児者支援施設入所者・待機者状況調査（障害児者支援施設）
- ・障がい福祉に関するアンケート調査（県政モニター）

○その他

- ・障がい者関係団体が有する各種調査資料等の収集・分析

4 策定スケジュール

資料2-4のとおりとする。